

平成 21 年 1 2 月 2 2 日
筑 波 大 学

筑波大学学生奨学金「つくばスカラシップ」について

このたび筑波大学では、留学生に対する経済支援、学生への海外留学支援及び緊急時の学資支援を行うことにより、安心して勉学に専念できる環境を確保することを目的に筑波大学独自の奨学金制度「つくばスカラシップ」を創設しました。

本学は、これまでの国際連携事業の実績を基礎に、世界の人々と協働できる人材育成を目指して、21世紀における教育・研究の世界的拠点構築を目標としてきました。その具体策として、優秀な留学生の受入れ推進や学生の海外派遣の強化などを通じて大学の国際化拠点整備事業をスタートさせました。

これにより、海外からの私費外国人留学生が急増することが予想されることから、私費外国人留学生の入学後における経済的支援の充実を図るとともに、学士課程に新たに開設する英語コースに入学する外国人留学生に対して、積極的な支援を行います。

また、本学の学生が協定校等へ留学する際に支援を行い、学生の海外派遣の一層の促進を図ります。

一方、近年の世界的経済不況による家計の急変等により、修学が困難となる学生が急増し、本学においてもその数は顕著であります。学群及び大学院の正規学生で経済的理由により修学が困難となった学生に対し、積極的な経済支援を行うことにより、学業の継続を応援します。

なお、詳細については筑波大学ホームページ（教育・学生生活⇒奨学制度・修学支援）をご覧ください。

URL : http://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/scholarship_tsukuba.html

学生部学生生活課

筑波大学学生奨学金「つくばスカラシップ」

1. 留学生支援	
1) 趣 旨	国際化拠点整備事業（グローバル 30）等の国際化への様々な取組みにより、今後私費による外国人留学生数が急増することが予想されることから、私費外国人留学生の入学後における経済的支援の充実を図ります。
2) 対 象	本学に在籍する外国人留学生（休学中の者は除く。）で、学業、人物ともに優れ、他の奨学金等の支給を受けていない者
3) 支 給 額	学群学生 月額 6 万円、大学院学生 月額 8 万円
4) 支給期間	採用年度の末まで（最大 1 年間） ただし、平成 21 年度は平成 21 年 10 月～平成 22 年 3 月の 6 月間
5) 申請方法	私費外国人留学生を対象とした大学推薦方式による各種奨学金奨学生の募集時（毎年度 6 月下旬～7 月上旬）に、所定の申請書により申請してください。（個人応募ではありません。）
6) 問合せ先	国際部留学生交流課留学生支援係（大学会館 2 階留学生センター内） Tel029-853-6086
英語コースに入学する留学生に対する支援	
1) 趣 旨	国際化拠点整備事業（グローバル 30）により、学士課程に新たに開設する英語コースに入学する外国人留学生に対して積極的な支援を行います。
2) 対 象	学群の英語コースに新たに入学する外国人留学生で、入学者選抜時の成績、人物ともに優れ、他の奨学金の支給を受けていない者。（現に在籍する外国人留学生は対象となりません。）
3) 支 給 額	入学者選抜時の成績等に応じ、以下のいずれかの奨学金を支給します。 1 種：総額 90 万円（奨学金月額 10 万円、渡航費 10 万円） 2 種：総額 58 万円（奨学金月額 6 万円、渡航費 10 万円） ※ 上記のほか、入学者全員の入学料及び入学年度の授業料を免除する。
4) 支給期間	入学の月から入学年度の末まで
5) 申請方法	入学を希望する英語コースの学生募集要項に定める出願期間内に、所定の奨学金申請書により申請してください。
6) 問合せ先	国際部留学生交流課留学生支援係（大学会館 2 階留学生センター内） Tel029-853-6086

2. 海外留学支援

交換留学支援

- | | |
|----------|---|
| 1) 趣 旨 | グローバル化が進展する中で、国際感覚を身につけ将来国際的に活躍できる学生の育成は益々重要となっています。本学の学生で協定校への留学を目指す者に対する支援を行い、学生の海外派遣の一層の促進を図ります。 |
| 2) 対 象 | 本学と海外の大学等との間で締結された大学（部局）間協定に基づき当該協定校に3カ月以上1年以内の間派遣される学生で、他の奨学金等の支給を受けていない者（派遣中の学籍上の身分は「留学」に限ります。） |
| 3) 支 給 額 | 月額8万円 |
| 4) 支給期間 | 当該協定校に入学を許可された期間（最大12ヶ月） |
| 5) 申請方法 | 年間2回（12月頃（1回目）及び6月頃（2回目））募集しますので、所定の申請書により申請してください。 |
| 6) 問合せ先 | 国際部留学生交流課海外留学係（大学会館2階留学生センター内）
Tel029-853-6067 |

短期海外研修支援

- | | |
|----------|---|
| 1) 趣 旨 | 海外における短期研修や語学研修は将来の本格的な交換留学への動機付けの意味からも極めて有意義です。夏期休業等の期間、海外の大学等で実施される短期研修プログラムに本学学生が積極的に参加できるよう支援を行います。 |
| 2) 対 象 | 学群学生又は大学院学生で、本学が海外の大学等と協力して実施する短期研修プログラムのうち本奨学金により支援することが決定したプログラムに参加を許可された者 |
| 3) 支 給 額 | 10万円を限度に参加費補助として支給します。ただし、1人に付き1回までとします。 |
| 4) 申請方法 | 本奨学金により支援する短期研修プログラムに参加することが認められた学生は、所定の申請書により申請してください。（学生個人が直接応募する方式ではありません。） |
| 5) 問合せ先 | 国際部留学生交流課海外留学係（大学会館2階留学生センター内）
Tel029-853-6067 |

3. 緊急支援

1) 趣 旨	学資負担者の失業等により、学生本人の意志に関わらず修学環境が悪化する例が増えている。これらの学生に対して積極的な経済支援を行うことにより学生の修学環境の改善を図る。
2) 対 象	学群又は大学院の正規の課程に在籍する者で、主たる学資負担者の死亡、やむを得ない事由による失職により家計が急変し、修学が困難な者（所得が授業料免除の半額免除となる条件を満たす者）
3) 支 給 額	20万円（事由を問わず1人に付き1回の支給とします）
4) 申請方法	随時受付。事由が生じた時から6ヶ月以内に、所定の申請書に当該事由を証明する書類等を添付し申請してください（平成21年度は、平成21年4月1日以降に生じた事由であれば6ヶ月を超えての申請も可能です）。
5) 問合せ先	学生部学生生活課経済支援（スチューデントプラザ3階） Tel029-853-2262